

○山梨県警察運営総合対策委員会精強な第一線警察構築検討部会設置要領の制定について

〔 令和 4 年 4 月 1 日 〕  
〔 例規甲（務企）第 1 号 〕

別添

山梨県警察運営総合対策委員会精強な第一線警察構築検討部会設置要領

## 第 1 設置

山梨県警察運営総合対策委員会に、山梨県警察運営総合対策委員会精強な第一線警察構築検討部会（以下「部会」という。）を置く。

## 第 2 調査・審議事項

1 大量採用・大量退職が続き、警察組織の急激な若返りが進み、各種事案に的確に対応することができる若手職員の早期育成やその指導者の育成が必要となる中、精強な第一線警察構築に向けた更なる取組を推進するため、部会は、次の事項を調査・審議する。

- (1) 初動警察刷新強化に関する事項
- (2) 教養に関する事項
- (3) 装備資機材の整備等に関する事項
- (4) 地域警察活動に関する事項
- (5) 専務警察強化に関する事項
- (6) 一般職員の実務能力向上に関する事項
- (7) その他必要と認められる事項

2 部会は、1の事項の実施状況について検証を行うとともに、見直しが必要な施策については、その推進方策等の改善を図る。

## 第 3 構成

1 部会は、部会長、副部会長及び専門委員をもって構成し、次に掲げる職にある者をもって充てる

部会長 警務部長

副部会長 各部の参事官等（山梨県警察の組織等に関する規則（昭和 42 年山梨県公安委員会規則第 1 号）第 21 条の 4 第 1 項に規定する者をいう。）

専門委員 総務室会計課長

警務部警務課長  
警務部教養課長  
警務部厚生課長  
生活安全部生活安全企画課長  
生活安全部地域課長  
刑事部刑事企画課長  
交通部交通企画課長  
警備部警備第一課長  
警察学校副校長

- 2 部会は、部会長が招集し、掌理する。
- 3 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

#### 第4 プロジェクトチーム

- 1 部会を補佐するため、部会に精強な第一線警察構築プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。
- 2 プロジェクトチームは、部会に付議する事項の整理並びに部会から指示された事項の調査及び検討について所掌する。
- 3 プロジェクトチームの主宰者は、警務部参事官とする。
- 4 プロジェクトチームの構成員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

プロジェクト長 警務部参事官

プロジェクト員 総務室会計課長（一般職員総合プラン施策担当）

警務部警務課長（一般職員総合プラン施策担当）

警務部教養課長（教養・訓練全般担当）

警務部厚生課長（一般職員総合プラン施策担当）

生活安全部地域課長（地域施策担当）

生活安全部通信指令課長（初動警察刷新強化施策担当）

- 5 主宰者は、調査検討内容に応じて構成員を招集し、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

#### 第5 庶務

部会の庶務は、警務部警務課及び生活安全部地域課において行う。